

子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について

社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会

第8次報告

平成24年7月

目次

【本編】

はじめに	1
I 検証の対象とした事例及び検証方法	2
II 個別調査票による集計結果と考察	4
III 0歳児の心中以外の虐待死事例の検証	18
IV 個別ヒアリングの調査結果	32
V 検証に関する調査結果	44
VI 課題と提言	54
おわりに	68
別添 子ども虐待による死亡事例等を防ぐためにこれまでの報告にみられたリスクとして留意すべきポイント	69
社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会	70
○委員名簿	
○委員会開催経過	
○現地調査経過	

【資料編】

資料Ⅰ 死亡事例集計結果	73
資料Ⅱ 第1次報告から第8次報告の集計結果と推移	124
資料Ⅲ 0日・0か月児事例の集計結果と推移	142

本 編

はじめに

平成12年に児童虐待の防止等に関する法律(以下「児童虐待防止法」という。)が制定され、施行から12年が経過した。この間、児童福祉法と合わせて4回の大きな改正が行われ、本年4月には「民法等の一部を改正する法律」が施行されるなど、子ども虐待については発生予防、早期発見・早期対応、虐待を受けた子どもの保護・自立に向けた支援など切れ目のない支援が行われるよう対策が推進されてきた。

しかしながら、児童相談所及び市町村における児童虐待に関する相談対応件数は増加し続けるとともに、虐待による死亡事例は跡を絶たない状況である。

子ども虐待による死亡事例等については、事例を分析・検証し、明らかとなった問題点・課題から具体的な対応策の提言を行うことを目的として、平成16年10月に社会保障審議会児童部会の下に「児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会」(以下、「本委員会」という。)が設置され、これまで7次にわたって報告を取りまとめてきた。

本報告では、平成22年4月1日から平成23年3月31日までの間の事例について分析・検証を行うとともに、地方公共団体で行われた検証について分析し、具体的な改善策を提言した。

なお、本報告は、児童虐待の再発防止策を検討したものであり、特定の組織や個人の責任の追及、関係者の処罰を目的とするものではないことを申し添えたい。

I 検証の対象とした事例及び検証方法

1 用語の定義

虐待により死亡した子どもの事例については、第2次報告以降、「心中以外」の事例と「心中」事例（未遂により親は生存したが子どもは死亡したものを含む。）に区別していたが、第7次報告では、「心中以外」の事例を「虐待死」と呼称を改め、「心中」事例は従来どおりとした。「心中」事例については、保護者が子どもを殺害するという態様に照らせば、虐待による死亡であり、委員会の分析・検証の対象とすることとしているが、第7次報告において「心中以外」を「虐待死」としたことにより、「心中」事例が虐待による死亡でないとの誤解が生じるおそれがあるため、第7次報告で「虐待死」とした事例を「心中以外の虐待死」に、「心中」とした事例を「心中による虐待死」にそれぞれ呼称を改めることとした。

2 対象事例

平成22年4月1日から平成23年3月31日までの12か月間に発生し、又は表面化した子ども虐待による死亡事例を、厚生労働省が新聞報道等から抽出し、地方公共団体が把握した死亡事例と合わせて地方公共団体に詳細を調査した。

集計の対象とする事例については、児童虐待防止法の児童虐待の定義を踏まえ、個々の事例について検討して確定した。例えば、保護者かどうか疑義の生じる交際相手の虐待行為により死亡に至った場合でも、児童虐待防止法上、同居人による暴行の放置など保護者としての監護を著しく怠ることもネグレクトに該当することを踏まえ、対象事例として詳細を検証している。

3 検証方法

1) 調査票による調査

(1) 対象事例についての調査

厚生労働省が都道府県、指定都市及び児童相談所設置市（以下「都道府県等」という。）の児童福祉主管課及び母子保健主管課に対し、事例の概要、子どもの状況、虐待を行った者の状況、養育環境、関係機関の対応、検証機関の設置状況等の詳細について、調査票を送付し、回答を求めた。

(2) 地方公共団体の検証等についての調査

厚生労働省が都道府県等の児童福祉主管課に対し、検証組織の設置状況、対象事例の検証状況、国の検証報告の活用状況等について、調査票を送付し、回答を求めた。

2) ヒアリングによる調査

(1) 対象事例についての調査

調査票により調査した事例のうち、都道府県等において検証が実施されたものの中で、特徴的な事例や特に重大と考えた事例について、さらに詳細な事実確認により改善策を検討するために、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

(2) 地方公共団体の検証等についての調査

(1) の調査の際に、都道府県等の検証報告書等を基に、検証方法及び検証を実施するに当たっての課題、検証報告の提言の実施状況等について、当該検証組織の代表者、都道府県等及び関係機関等を対象にヒアリングを実施した。

3) 分析

1)、2) と合わせて、都道府県等の検証報告書、新聞記事等を基に、事例の総体的な分析を行うとともに、個別事例から明らかとなった課題等について分析した。

なお、本報告では、個別事例について検証の趣旨を損なわない範囲で、個人を特定できる情報を削除するなど、対象者のプライバシーに配慮した。